

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関する取扱要領に関するQ&A

1 届出に関すること

- 問1 子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届（以下「開始届」という。）を提出する事業はどのような事業ですか。
- 問2 開始届の提出は必ず行わなければなりませんか。
- 問3 開始届の提出はいつまでにすればいいですか。
- 問4 子ども食堂等の事業は休止中ですが、再開するときにはいつまでに開始届を提出すればいいですか。
- 問5 子ども食堂等の事業は休止中で、お弁当や食材の配布をしています。開始届の提出は必要ですか。
- 問6 複数の会場で子ども食堂等の事業を行っています。開始届の提出はそれぞれの会場ごとに必要ですか。また、運営管理責任者・衛生管理責任者は会場ごとに別にする必要がありますか。
- 問7 自宅で子ども食堂等の事業を行っていますが、開始届の提出は必要ですか。
- 問8 飲食店で日時を限定して子ども食堂等の事業を行っていますが、開始届の提出は必要ですか。
- 問9 提供頻度を月1回から月2回に増やす予定です。頻度を変えるたびに子ども食堂等福祉目的の食事提供事業変更届（以下「変更届」という。）が必要ですか。

2 運営に関すること

- 問10 運営管理責任者や衛生管理責任者にはどのような役割がありますか。要件はありますか。
- 問11 施設の平面図はどのようなものを提出すればいいですか。
- 問12 ボランティアスタッフと衛生管理の勉強をしたいのですが、どこに相談すればいいですか。

3 衛生管理・許可等に関すること

- 問13 子ども食堂等の事業における衛生管理はどのように行えばいいですか。
- 問14 子ども食堂等と称した活動のうち、食品営業許可が必要な場合はありますか。

【質問と回答】

問1 子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届（以下「開始届」という。）を提出する事業はどのような事業ですか。

要領第2に掲げる福祉目的の事業で調理を伴うものが対象となります。持ち寄りや茶菓の提供、購入したものを食べる等については開始届の提出は不要です。

問2 開始届の提出は必ず行わなければなりませんか。

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）において、「いわゆる子ども食堂等における飲食提供行為のうち、営業とは見なされないものについては届出も不要であるが、そのような飲食の提供実態を把握し、必要に応じて適切な衛生指導等を実施できるよう、地域の実情を踏まえ、任意の届出を可能とすることなどを検討されたいこと。」とされたことから、「子ども食堂等福祉目的の食事提供事業に関する取扱要領」を制定するものです。

保健所が上記の飲食の提供実態を把握し、食品衛生上の必要な指導及び助言を行い食中毒等の発生を防止するため任意ではありますが開始届の提出を行ってください。

問3 開始届の提出はいつまでにすればいいですか。

子ども食堂等福祉目的の食事提供事業（以下「子ども食堂等の事業」という。）の開始後30日以内に開始届について施設の所在地を管轄する保健所に提出してください。

現在子ども食堂等の事業を行っている方は要領施行日（令和3年6月1日）から6ヶ月以内に開始届を提出してください。

問4 子ども食堂等の事業は休止中ですが、再開するときにはいつまでに開始届を提出すればいいですか。

現在子ども食堂等の事業が休止中の場合においても、要領施行日（令和3年6月1日）から6ヶ月以内に開始届を提出してください。それが困難な場合には、再開後直ちに開始届を提出してください。

問5 子ども食堂等の事業は休止中で、お弁当や食材の配布をしています。開始届の提出は必要ですか。

休止中の場合は、要領施行日（令和3年6月1日）から6ヶ月以内に開始届を提出してください。なお、購入したお弁当や食材の配布等調理を伴わない場合については、開始届の提出は不要です。

問6 複数の会場で子ども食堂等の事業を行っています。開始届の提出はそれぞれの会場ごとに必要ですか。また、運営管理責任者・衛生管理責任者は会場ごとに別にする必要がありますか。

開始届の提出は会場ごとに必要となります。複数の会場で、同一事業者が同時に運営する場合は、それぞれ会場ごとに別の方を衛生管理責任者とすることが望ましいです。運営管理責任者は事業ごとに設置していただくため、同一の事業であれば会場ごとに設置する必要はありません。子ども食堂等の事業の実施日が会場ごとに異なる場合は衛生管理責任者も同一の方でも構いません。

問7 自宅で子ども食堂等の事業を行っていますが、開始届の提出は必要ですか。

自宅での子ども食堂等の事業についても開始届を提出してください。

問8 飲食店で日時を限定して子ども食堂等の事業を行っていますが、開始届の提出は必要ですか。

飲食店等営業許可を取得している場合にも、営業とは別に子ども食堂等の事業を行っている場合は開始届を提出してください。

問9 提供頻度を月1回から月2回に増やす予定です。頻度を変えるたびに子ども食堂等福祉目的の食事提供事業変更届（以下「変更届」という。）が必要ですか。

提供頻度を変えた場合等、開始届の記載事項に変更がある場合は変更届の提出が必要です。

なお、提供頻度については開始届に記載の際に、「月1～2回」等ある程度幅を持たせて記入することは可能です。

問10 運営管理責任者や衛生管理責任者にはどのような役割がありますか。要件はありますか。

運営管理責任者は事業の運営管理を行う責任者であり、衛生管理責任者は調理等に係る施設の食品衛生管理を行う責任者です。なお、運営管理責任者及び衛生管理責任者については食品衛生責任者等の資格等を求めるものではありません。

問11 施設の平面図はどのようなもの提出すればいいですか。

施設の平面図は、調理場内の設備の配置、食事を提供する場所等について具体的に記入してください。手書きのものでも構いませんので、作成して提出してください。

問12 ボランティアスタッフと衛生管理の勉強をしたいのですが、どこに相談すればいいですか。

食品衛生管理については施設を管轄する保健所にご相談いただくことができます。

問13 子ども食堂等の事業における衛生管理はどのように行えばいいですか。

子ども食堂等の事業についても食中毒等の発生を防止するために適切な衛生管理が求められます。「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付け子発0628第4号，社援発0628第1号，障発0628第2号，老発0628第3号）に基づき衛生管理を実施してください。施設の規模や提供食数により，必要に応じて「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日付け衛食第201号）等に準じて適切に衛生管理を実施してください。詳しくは管轄保健所にご相談ください。

問14 子ども食堂等と称した活動のうち，食品営業許可が必要な場合がありますか。

「子ども食堂」等と称した活動のうち，社会福祉等の目的を持たない場合や，飲食物の提供の対象が不特定等により一般食堂との違いが明確でない場合，飲食店営業者等が調理を業務委託されている場合等においては，食品営業許可が必要と判断される場合があります。詳しくは管轄保健所にご相談ください。